

川西市指令第 /2号

## 一般廃棄物処理業許可（更新）証

住 所 高槻市紺屋町3番1-326号  
氏 名 都市クリエイト 株式会社  
(法人にあつて 代表取締役 前田 晋二  
はその名称)

平成30年2月8日付で申請のあつた一般廃棄物処理業の許可については、  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次の条件を付  
して許可する。

平成30年4月1日

川西市長 大 塩 民 生



一般廃棄物の 取扱種類	一般廃棄物(浄化槽汚泥・し尿を除く)
許可の業種	収集運搬業
許可の区域	川西市内
許可の期間	自 平成30年 4月 1日 至 平成32年 3月 31日
許可の条件	① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに関係法令を遵守すること。 ② 適正に収集・運搬するとともに公衆衛生の向上を図ること。 ③ 一般廃棄物の搬入に関しては、「国崎クリーンセンター」の搬入基準を遵守すること。

複写無効